

# 横浜市ふれあいショップ事業実施要綱

制 定 平成 7 年 4 月 1 日 福障福第 534 号 (助役決裁)

最近改正 平成 25 年 3 月 25 日 健障企第 2646 号 (局長決裁)

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、障害者の就労の場を確保し、障害者に対する市民の理解を深めるために設置するふれあいショップ（以下「ふれあいショップ」という。）事業の実施に関して必要な事項を定める。

2 この事業の実施に伴う補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号）及び横浜市ふれあいショップ補助金交付要綱（平成 18 年 4 月 1 日健障福第 53 号）に定める。

## (用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号で定める。

(1) 常用雇用 週 20 時間以上で常時雇用する労働者。

(2) 最低賃金 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 10 条に規定する地域別最低賃金で、神奈川県労働局の定めによる。

## (設置者)

第 3 条 ふれあいショップを設置運営しようとする者（以下「設置者」という。）は、障害者及びショップ設置の趣旨に理解があり、安定した運営が期待できる法人とし、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 社会福祉法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 2 条第 1 号に規定する一般社団法人等及び特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人

(2) 前号に該当しない法人

## (雇用の対象者)

第 4 条 この要綱で対象とする障害者は、横浜市内に住所を有する者とする。

2 障害の確認は、公的評価判定機関の判定又は医師の診断等に基づくものとする。

## (事業の実施)

第 5 条 設置者は、横浜市ふれあいショップ設置運営申請書（第 1 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 設置者の選定については、横浜市ふれあいショップ運営主体選定委員会要綱（平成 18 年 3 月 23 日 福障福第 11657 号。）に定める。

3 選定結果を受け、市長は、横浜市ふれあいショップ設置運営承認・不承認通知書（第 2 号様式）により、ふれあいショップ設置運営の承認もしくは不承認を設置者に通知するものとする。

## (事業の目的)

第 6 条 ふれあいショップは、次条に定める運営の基準に基づきショップの運営を行い、次の各号のいずれかの目的のために障害者を雇用しなければならない。

(1) 永続的な雇用の場。

(2) 就労経験を重ねることで就労上の課題を克服し、民間企業等へ就労するための職業能力の向上を目的とする訓練の場。

## (運営の基準)

第 7 条 ふれあいショップは、飲食物の提供、物販、障害者地域作業所自主製品の販売等を行うものとする。

2 設置者は、次の各号に掲げる要件を充たさなければならない。

- (1) ふれあいショップの採算性を考慮し、永続的な経営を行う。
- (2) 運営の委託、店舗の貸付等を行わない。
- (3) ふれあいショップの会計処理は独立して行う。
- (4) 障害者の就労支援に熱意を有し、障害者の援助を適切にできる店長を置く。
- (5) 障害者の雇用は常用雇用を原則とする。なお、営業時間中は障害者が常時1名以上の体制となるよう努めること。
- (6) 障害者の賃金については、最低賃金法に基づく賃金を支払う。最低賃金の減額の特例許可を受けている場合には、最低賃金の60%以上を支払うものとする。

ただし、第6条第1項第2号に該当し、雇用される障害者に対しては労働基準監督署の特例許可に規定された額以上を支払うものとする。

障害者の雇用に際しては、事業の内容等を考慮し、区福祉保健センター長等の意見を参考にする。

(職業能力向上への支援)

第8条 第6条第1項第2号の目的で障害者を雇用するショップには、ふれあいショップ職業能力向上支援として奨励金を交付することができる。

2 奨励金の交付に関する事項は別途、ふれあいショップ職業能力向上支援奨励金交付要綱にて定める。

(関係機関との協力)

第9条 設置者は、この事業の実施に当たり横浜市、障害者就労支援センター、横浜市教育委員会、神奈川県、神奈川労働局、公共職業安定所、労働基準監督署、神奈川障害者職業センター、区福祉保健センター、児童相談所、横浜市総合リハビリテーションセンター、特別支援学校等の関係機関及び施設と十分に連携をとりながら、この事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めなければならない。

(事業の廃止)

第10条 設置者は、ショップを廃止するときは、横浜市ふれあいショップ事業廃止届(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(収支状況等の報告)

第11条 設置者は、ショップの収支状況等を、事業を実施した年度終了後30日以内に、市長に報告しなければならない。

(監査)

第12条 市長は、ショップの運営内容、事業実績等について随時監査することができる。

(関係書類の提出)

第13条 市長は、設置者に対して、必要に応じて関係資料の提出を求めることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は健康福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

この要綱は、平成8年2月1日から施行する。

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

この要綱は、平成10年3月1日から施行する。

この要綱は、平成10年12月1日から施行する。

この要綱は、平成11年5月1日から施行する。  
この要綱は、平成11年11月1日から施行する。  
この要綱は、平成12年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成13年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成13年12月4日から施行する。  
この要綱は、平成14年1月1日から施行する。  
この要綱は、平成14年1月15日から施行する。  
この要綱は、平成14年12月2日から施行する。  
この要綱は、平成15年10月23日から施行する。  
この要綱は、平成17年7月25日から施行する。  
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成18年8月16日から施行する。  
この要綱は、平成20年7月1日から施行する。  
この要綱は、平成20年12月1日から施行する。  
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

年 月 日

（申請先）

横 浜 市 長

（申請者）

所在地〒

法人名

代表者職名及び氏名

⑩

## 横浜市ふれあいショップ設置運営申請書

次により、ふれあいショップ「

店（仮称）」の運営を行いたく関係書類を

添えて申請します。

### 1 申請理由

### 2 添付書類

- （1）事業企画書
- （2）決算報告書（事業報告を含む）
- （3）定款又は規則等

様

横浜市長

⑩

## 横浜市ふれあいショップ設置運営承認・不承認通知書

年 月 日に申請のありました標記については、次のとおり設置運営することを承認・不承認としましたので通知します。

### 1 理 由

### 2 承認の条件

- (1) 事業の実施にあたっては、横浜市ふれあいショップ事業実施要綱の定める事項を遵守してください。
- (2) 事業内容を変更する場合、又はやむを得ず変更を生じた場合には、速やかに市長にその内容を届け出、承認を得てください。
- (3) 市長は、必要と認めるときは、実施状況その他必要な事項について報告を求め、又は検査を行うことができます。
- (4) 虚偽又は不正な手続きで承認をうけたときは、この承認を取り消します。

年 月 日

（提出先）  
横浜市長

（申請者）  
所在地〒  
法人名  
代表者職名及び氏名

⑨

### 横浜市ふれあいショップ事業廃止届

標記について、次のとおり廃止しますので届け出ます。

ふれあい ショップ名	
廃止年月日	
廃止理由	
備 考	1 添付書類 備品一覧